

## 11月は児童虐待防止推進月間です

平成28年度「児童虐待防止推進月間」標語

# さしのべて あなたのその手 いちはやく

### 児童虐待とは

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為 など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟・姉妹間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

虐待かもと思ったら **“いちはやく” ☎189** にお電話ください。  
虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや子育てに悩んだときなどに、ためらわず電話して通告・相談しましょう。

**【相談連絡先】 町民福祉課子育て支援室 ☎0495-77-2112**  
**児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (いちはやく)**

## 11月は「いじめ撲滅強調月間」です

問合せ 町民福祉課子育て支援室 ☎0495-77-2112  
埼玉県県民生活部青少年課 ☎048-830-5858

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、一人で悩まずご相談ください。

### 電話相談窓口

**よい子の電話教育相談** (24時間365日対応)  
いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する悩み  
18歳以下の子ども専用 (無料)  
☎7300 又は ☎0120-86-3192  
保護者専用 ☎048-556-0874  
Eメール相談 soudan@spec.ed.jp  
いじめメール相談フォーム (右のQRコードから入れます)

**ヤングテレホンコーナー** (埼玉県警察少年サポートセンター)  
非行・不良行為・犯罪等の被害、その他少年の健全育成に関する相談  
☎048-861-1152  
(月～土/祝日・年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分)

**子どもスマイルネット**  
いじめや体罰など利権侵害についての相談  
☎048-822-7007  
(毎日/祝日・年末年始を除く 午前10時30分～午後6時)

**埼玉いのちの電話**  
心の健康や悩みに関する相談  
子どもライン (18歳以下) ☎048-640-6400  
(金・土のみ 午後3時～9時30分)  
相談電話 ☎048-645-4343 (24時間365日対応)

**さいたまチャイルドライン** (毎日/年末年始を除く 午後4時～9時)  
気持ちが落ち着かないで不安な時、友達・学校・家での事で困った時  
子ども専用 (18歳以下) ☎0120-99-7777

**埼玉県こころの電話**  
心の健康や悩みに関する相談  
☎048-723-1447  
(平日/土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時)

**子どもの人権110番** (さいたま地方法務局人権擁護課所管)  
いじめや体罰、不登校や虐待といった、子どもをめぐる人権問題  
☎0120-007-110  
(月～金/祝日・年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分)

## 町営「渡瀬住宅」入居者募集

問合せ 地域総務課 ☎0274-52-3271

所在地 渡瀬1000番地1  
募集戸数 1階1世帯  
住宅使用料 月額16,900円から収入に応じて割増があります。(他に共益費が必要です)  
敷金 月額使用料の3か月分  
間取り 洋室1和室2リビング他  
建築年 昭和57年度

### 入居資格

- ① 神川町に住所または勤務場所があること
- ② 現に同居または同居しようとする親族があること
- ③ 入居しようとする親族全員の収入総額が基準の範囲内であること
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかであること
- ⑤ 町税などを完納し得る能力を有し、現に滞納がないこと
- ⑥ 暴力団員でないこと 他

募集期間 **11月14日(月)～21日(月)まで(土日は除く)**  
※応募多数の場合は選考で入居者を決定(優先順位あり)

入居時期 12月中旬以降

申込方法 本庁総務課・神泉総合支所窓口に入居申込書が用意してあります。  
記入し必要書類を添付のうえ、神泉総合支所窓口へ提出してください。



### 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。  
控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、生計同一の配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険

料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

問合せ	熊谷年金事務所
☎048(522)	5012
☎0495(77)	2113
☎0274(52)	3271

# ねんきんだより